

自動車を使用する事業所は**安全運転管理者の選任が必須**です!

安全運転管理者の

選任

一定台数以上の自動車の使用者は、自動車の使用の本拠(事業所等)ごとに、自動車の安全な運転に必要な業務を行う者として**安全運転管理者の選任**を行わなければなりません。自動車の保有台数に応じて副安全運転管理者の選任が必要になります。安全運転管理者・副安全運転管理者になるには一定の要件があります。



乗車定員が11人以上の自動車1台以上

または



その他の自動車5台以上

※自動二輪車(原動機付自転車を除く)
は1台を0.5台として計算

安全運転管理者の

業務



交通安全教育



運転者の適性等の把握



運行計画の作成



交替運転者の配置



異常気象時等の措置



点呼と日常点検



運転日誌の備付け



安全運転指導

安全運転管理者の

届出

- 安全運転管理者等を選任した時は、その日から15日以内に事業所を管轄する警察署に必要書類を提出してください。
- 安全運転管理者の制度に関するご不明点は、都道府県警察のホームページをご覧いただくか警察署へお問い合わせください。



令和4年
4月より

安全運転管理者による
運転者の運転前後のアルコールチェックが
「義務化」されます。

令和4年
4月1日施行

- 運転前後の運転者の状態を目視等で確認することにより、運転者の酒気帯びの有無を確認すること
- 酒気帯びの有無について記録し、記録を1年間保存すること



令和4年
10月1日施行

- 運転者の酒気帯びの有無の確認を、アルコール検知器[※]を用いて行うこと
※呼気中のアルコールを検知し、その有無又はその濃度を警告音、警告灯、数値等により示す機能を有する機器
- アルコール検知器を常時有効に保持すること

安全運転管理者の制度に関するご不明点は、都道府県警察のホームページをご覧いただかずか警察署へお問い合わせください。

事業所の飲酒運転根絶 取組強化!

令和4年4月より改正道路交通法施行規則が順次施行されます

待つて!



社用車を運転するのは、

アルコール検知器で

チェックしてからです!

※アルコール検知器を用いた確認は令和4年10月1日施行

安全運転管理者は、下記の業務が義務化されます

令和4年
4月1日施行

- ✓ 運転前後の運転者の状態を目視等で確認することにより、運転者の酒気帯びの有無を確認すること。
- ✓ 酒気帯びの有無について記録し、記録を1年間保存すること。
- ✓ 運転者の酒気帯びの有無の確認を、アルコール検知器を用いて行うこと。
- ✓ アルコール検知器を常時有効に保持すること。

令和4年
10月1日施行

運転後もチェックしますからね！

